

4城福第1037号

令和4年9月1日

社会福祉法人城陽市社会福祉協議会

会長 鈴木 義弘 殿

城陽市長 奥田 敏晴



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

令和4年9月1日から令和9年8月31日まで